

弊社の不祥事件にかかる対応経過について

(株)新みやぎサービス

1. 不祥事件の概要

弊社（旧(株)栗っこライフサービス）の元社員が、平成 21 年 9 月頃から仕入業者からの架空請求書を偽造し、自身が管理する口座に 278 百万円の不正な送金をさせる等して着服を繰り返していました。

また、平成 22 年 10 月頃から令和 4 年 6 月にかけて電算処理に詳しい社員に、架空の販売によるものも含む未収金について巧みな付替え処理を電算上行わせ、不正の発覚を防ぎその回収も困難にしました。

なお、発覚時の未収金総額は 396 百万円でした。

2. 刑事告訴の経過について

令和 5 年 9 月に築館警察署へ告訴状を提出し、令和 6 年 10 月に元社員 2 名が逮捕されました。令和 6 年 12 月には仙台地方検察庁が 1 名を詐欺罪、もう 1 名を詐欺ほう助罪として起訴しております。起訴された被害額は約 105 百万円となっており、この額は詐欺罪の時効 7 年により平成 30 年 1 月から令和 4 年 6 月までの不正送金額となっております。その後公判が重ねられ令和 7 年 6 月 5 日判決が言い渡されました。

3. 民事訴訟(損害賠償請求)について

令和 5 年 12 月に仙台地方裁判所へ元社員 2 名に対する損害賠償請求の訴状を提出し、現在に至るまで口頭弁論が重ねられております。元社員のうち 1 名については原告の請求額全額を認容する判決が確定し 291 百万円の損害賠償額が認められました。もう 1 名については現在も裁判中です。引き続き裁判ならびに損害賠償請求の対応を行ってまいります。

4. 弊社の令和 6 年度決算にかかる会計処理について

不祥事件にかかる未収金 396 百万円に対し、令和 4 年度決算で同額の貸倒引当金を計上しておりました。令和 6 年度民事訴訟により、損害賠償請求額が 291 百万円に確定したことから、未収金計上額と判決の差額 104 百万円を償却しております。なお、当該償却は貸倒引当金を取り崩しており、当期の損失は発生しておりません。

5. 再発防止について

前年度に引き続き再発防止委員会において、県行政や中央会などの指導・助言を受け再発防止策の取組を行い取締役会および J A 新みやぎの理事会へ報告しております。

主な再発防止策

- ・常勤役員が全事業所を巡回しコンプライアンス遵守の発信を行う。
- ・全社員コンプライアンス研修会および役員コンプライアンス研修会を年 2 回開催する。
- ・同一業務長期滞留社員を把握し、適正な業務配置を行う。
- ・内部監査業務を J A 新みやぎ監査部に委託する。
- ・内部監査による無通告監査の頻度を増やし牽制機能の強化を図る。
- ・リスク管理部署による事業所への臨店指導を実施し事務リスク管理体制の強化を行う。